

Ⅲ 財務の概要

1 平成28年度決算の概要

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）に基づき、平成27年度から（都道府県知事所轄法人は平成28年度から）学校法人が作成すべき計算書類は「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」（従来の「消費収支計算書」から変更）、「貸借対照表」及びこれらに付属する明細表となりました。なお、資金収支計算書に付属する表として「活動区分資金収支計算書」を新たに作成することになりました。

「資金収支計算書」は当会計年度の資金の流れと現状を表し、「活動区分資金収支計算書」は3つの活動区分（教育活動・施設整備等活動・その他の活動）ごとの資金の流れを表します。「事業活動収支計算書」は経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支の均衡状態により経営状況を表し、「貸借対照表」は資産、負債及び純資産によって、当該会計年度末における財政状態を表します。

① 資金収支計算書・活動区分資金収支計算書

当年度の資金収支は、収入・支出ともに約591,045千円増加し、約3,859,908千円となりました。

活動区分ごとに見ると、学校法人の本業とも言える教育活動においては、収入の部で、学生生徒等納付金収入が約50,865千円減少しましたが、経常費補助金収入が約18,393千円増加し、教育活動資金収入合計としては約9,396千円減少の約891,552千円となりました。支出の部では、教育活動資金支出が約32,147千円減少の約859,486千円となり、教育活動の資金収支は約10,343千円の収入超過となりました。これに施設整備等活動の支出超過額約63,569千円、その他の活動の収入超過額77,433千円を合わせると、翌年度繰越支払資金は前年度より約24,208千円増加して約551,943千円となりました。

② 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書には、負債となる借入金などは計上せず、現金を伴わない収入の現物寄付金、同じく支出の退職給与引当金、減価償却費などが計上されています。事業活動収入は昨年度より約4,617千円減少して約952,702千円となり、事業活動支出は約54,270千円減少して約945,204千円となり、基本金組入前当年度収支差額は約7,498千円の収入超過、基本金約11,660千円を組み入れた後の収支差額は約4,162千円の支出超過となりました。これに基本金取崩額約16,559千円を加えて翌年度繰越収支差額が約12,397千円増加して約155,744千円となりました。

③ 貸借対照表

平成28年度末の資産総額は前年度より約17,998千円減少して約7,248,073千円になりました。

負債は約25,496千円減少して約366,400千円になりました。基本金は第4号基本金の算出方法に関する基準の改正により16,000千円が取崩しの対象となりましたが、当年度末の純資産は前年度より約7,498千円増加して約6,881,673千円となりました。

【学校法人会計の特徴と企業会計との違い】

学校法人は、建学の精神に基づいた教育研究活動により社会に貢献できる人材を育成し、研究成果を社会に還元することを目的としており、公教育を担う存在として高い公共性が求められているのに対し、企業は営利の追求を目的としています。この活動目的の違いが会計の違いにも反映されており、企業会計が営利事業の活動成果と経営状態を利害関係者（投資家や債権者等）に開示することを目的とするのに対し、学校法人会計では教育研究活動の永続性を図るために資金収支の顛末や収支の均衡状況、財政状況の健全性を測定・開示することを目的としています。

学校法人は、学生・生徒等からの納付金のほか、税金を原資とする補助金などによって収入をまかなっている極めて公共性の高い法人であり、私立学校振興助成法において補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（「学校法人会計基準」）に従い、会計処理を行い、収支計算書、貸借対照表その他の財務計算に関する書類を作成することを義務付けられています。

収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書があります。

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての資金の収入及び支出の顛末をあらわしています。平成27年度の「学校法人会計基準」改正により、資金収支計算書の付属表として作成されることとなった活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当し、資金収支計算書を三つの活動（教育活動、施設設備等活動、その他の活動）に区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書と似ていますが、学校法人会計の場合は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容、及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにすることを目的としているのに対し、企業会計の場合は、活動によって獲得した収益とそのために費やした経費及び実現した純利益を明らかにすることを目的としています。基本金組入は、学校法人会計の大きな特徴であり、学校が保持しなければならない資産等に係る支出額である基本金組入額を事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）から控除し、控除後の収支（当年度収支差額）を均衡させることが求められます。これは公共性の高い学校法人の健全性と永続性を担保することを目的としています。

貸借対照表は、学校法人会計も企業会計と同様に年度末における財政状態をあらわすものです。